

基本目標 I | 市民による市民のためのまち

01 | 様々な担い手によるまちづくり

施策範囲

協働・コミュニティ活動・多世代交流・地域活性化

現状と課題

- 恵庭市まちづくり基本条例が施行(平成26年1月1日)され、市民と行政の協働によるまちづくりが期待されます。こうした中、同条例の市民周知、市職員への周知活動を実施し、理解を深めることにより同条例を基本としてまちづくりを進めるという意識付けの徹底と条例に基づいた施策の推進が必要となっています。
- 町内会や自治会については、もっとも身近な市民活動組織であり、様々な公共的な問題への対応とともに、自主的な活動を通じ地域づくりを行ってきましたが、加入率の低下、役員の担い手不足、町内会活動に対する住民の関心の低さ、他団体との連携不足が課題となっています。また、NPOについては財政基盤の脆弱性や、組織運営のための知識強化が課題となっています。
- 今後、市民参加や協働意識を高めるため、非営利で公益的な社会貢献活動を行う町内会や市民活動団体等に対し支援を継続するとともに、市民活動の総合的な支援窓口として市民活動センター^{*}を設置するなど、新たな市民参加・協働手法の研究・検討を行う必要があります。
- 人間関係や地域のつながりの希薄化が進む中で、子どもから高齢者まで新たな地域のつながりを創出できるよう、施設機能を複合化し、人と人とのつながりづくりの環境整備を行う必要があります。

基本方針

- 恵庭市まちづくり基本条例を基本とし、市民と行政が、それぞれの能力を生かし、役割を分担して課題の解決に取り組む「協働」のまちづくりを推進します。
- そのために、行政は、地方分権の流れを汲みとり、地域特性を活かした施策を展開し、また、恵庭市まちづくり基本条例で重要と定めた、地域コミュニティの果たす役割や、町内会・自治会の主体的な活動を尊重し、より活発な活動が展開できる環境づくりや積極的な支援を行っていきます。

^{*}市民活動センター:新たな時代に対応する市民活動への理解と更なる活動を促すための市民活動の拠点。
平成27年4月1日オープン、運営は恵庭市市民活動センター運営協議会による。

前期計画の重点施策

- 01-1 まちづくり基本条例に基づく市民との協働の推進
- 01-2 地域コミュニティ活動・多世代交流の推進

成果指標	数値目標		
	現状(平成26年度末)	目標(平成32年度)	備考
まちづくり基本条例の認知度(市民アンケート)	55%		
市民活動センターの利用者数	-		
NPO法人登録数	12件		

持続的なまちづくりの取組み

- 市民との協働に向けた、まちづくり基本条例の周知活動、条例の見直し検討、進捗状況の調査、行政評価の実施
- コミュニティ活動及び多世代交流の促進に向けた、町内会等の担い手拡大・組織強化及び地域コミュニティ活動に対する支援拡大、地域コミュニティ施設の有効活用
- 地域活性化に向けた、NPO法人や市民活動団体の設立及び運営支援、団体間連携の推進、市民活動団体の活動情報の収集と発信
- 地域に根差した活性化策を講じていくための、地域担当制の導入
- 広域的な地域活性化に向けた、近隣市町村等との連携によるまちづくり

わたしたちができること

- まちづくり基本条例に対する理解
- 市民活動や地域との関わりへの意識向上や参加
- 自主防災組織や住民同士の交流の場づくりと見守り
- 市民活動団体と行政との協働による、組織強化や地域活動の活発化

個別計画

恵庭市地域会館改修計画